

基準 28 排煙設備の設置免除部分に関する基準

排煙設備を設けることを要しない部分は、令第 28 条第 1 項に該当する防火対象物又はその部分で、建基令第 126 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に該当することにより、排煙設備の設置を要しない部分又は「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件」(平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1436 号)に該当することにより、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じないものとして建基法上取扱われる部分で、かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。◇

(1) 用途、形態等から排煙設備を設けることが不相当と認められる次の部分

階段の部分、昇降機の昇降路の部分、パイプダクトその他これらに類する室。

(2) 火災荷重が少なく、出火及び延焼のおそれが著しく少ないと認められる次の部分

便所、洗面所、浴室、脱衣室その他これらに類する室。

(3) 用途上出火のおそれが少なく、かつ、防火区画された小規模な室又はスプリンクラー設備若しくは水噴霧消火設備等（以下この基準において「自動消火設備」という。）が設置された室で消火活動上支障にならないと認められる次の部分

耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画された空調機械室その他これらに類する室又は電子計算機器室その他これらに類する用途に供される室で当該室の床面積が 50 m²以下のもの、又は自動消火設備が設置されたもの。

(4) 排煙設備が自動消火設備の有効な作動に支障になると認められる次の部分

自動消火設備が設置された小規模な室で、排煙設備が作動することにより当該自動消火設備の感知ヘッド等の作動に支障となるもの。